

第 6389 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 3月 2日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 低未利用土地等を譲渡した場合の特例

Q : 低未利用土地等を譲渡した場合の特例が創設されたそうですが、どのようなものなのでしょうか？

A : 次のような内容です。

【解説】

令和2年の税制改正では、低未利用土地等の流動化を促すため、譲渡した場合の特例が創設されました。

内容は、個人が都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利(低未利用土地等)であることが市区町村長により確認されたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものを土地基本法等の一部を改正する法律の施行日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間に譲渡した場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるというものです。

ただし、譲渡した個人の配偶者やその個人と一定の関係にある者に対して行われた譲渡やその上にある建物等を含めた譲渡対価として一定の額が500万円を超える譲渡は適用対象になりません。

また、特例を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地又はその土地の上に存する権利について、その年の前年又は前々年にこの特例を受けている場合も適用対象になりません。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】